

2023年度 貸与奨学金事業募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会

1. 応募資格

奨学金を貸与する奨学生は、国公私立大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程に在学し、学資金の支払いが困難と認められるものとします。ただし、高等専門学校については、第4学年以上の在學生に限るものとします。

2. 奨学金額と貸与期間

奨学金の貸与期間は、正規の最短修業期間とします。貸与する奨学金の額は、修業期間1年につき25万円以内とし最高100万円とします。

<奨学金の貸与例>

- ・高等専門学校 25万円×2年間＝50万円
- ・専修学校
 専門課程 25万円×2年間＝50万円
- ・短大 25万円×2年間＝50万円
- ・大学 25万円×4年間＝100万円
- ・大学院 25万円×2年間＝50万円

3. 奨学金の利息

無利息です。

4. 支払期日を過ぎた場合は、その日から6ヶ月を超えるごとに滞納している年賦金額(元本)に1.5%の割合で延滞金が発生します。

5. 奨学生申請手続き

奨学生志望者は、親権を行う者(奨学生志望者が成人の場合は、父母又は本人)の在在する都道府県支部長の推薦を受け、必要な書類を都道府県支部の奨学金担当窓口提出して申請します。

6. 奨学生の採用

当会は、奨学生志望者の希望、家庭の事情等を参酌し、支部選考委員会の選考を経て理事長が採用を決定し、都道府県支部を経由して本人に通知します。

7. 奨学金貸与方法

当会は、手続き完了後、奨学金を奨学生名義の口座に振り込みます。

8. 奨学金返還方法

貸与を受けた奨学金は、学校卒業(退学等を含む。)の年まで据え置き、その年の12月から10年以内(ただし、奨学金額100万円借用者に限定し、それ以外は8年以内とする。)に年賦の方法で全額返還していただきます。

ただし、毎回の返還額は5万円以上とし、端数が生じたときは、最終回の返還額とします。

なお、年賦金の返済金を延滞したときは、延滞金が発生します。

9. 成果報告書の提出

奨学金の貸与を受けた者は、学校卒業後、速やかに卒業論文概要または、学習成果報告及び奨学金の主な用途を理事長に報告します。

10. 貸与奨学金に関するご質問(FAQ)

貸与奨学金に関するご質問(FAQ)は[こちら](#)

11. その他

詳しくは、各都道府県支部へお問い合わせください。